

社会教育機関等に関する事務の管理・執行についての意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 7 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取に対する回答を行うため。

立川市長 酒井 大史 様

立川市教育委員会

社会教育機関等に関する事務の管理・執行についての
意見聴取について（回答）

令和6年7月4日付け、立総企第642号をもって意見を求められた標記の件について、令和6年7月25日に開催した令和6年第14回立川市教育委員会定例会において、立川市教育委員会として意見を協議し、下記のとおり決定したので回答いたします。

記

社会教育機関等に関する事務を市長が管理し、執行することについての意見を次のとおり申し述べる。

- 1 立川市第5次長期総合計画に合わせ組織を再構築し、社会教育機関等に関する事務を市長が管理し、執行することにより、地域社会の課題への対応、また、まちづくりや観光など他の行政分野と連携した施策展開が期待される。
- 2 一方、学校教育と社会教育は教育委員会定例会などで課題を共有し、両者が連携した中で様々な事業を執行しているが、社会教育機関（生涯学習推進センター、図書館）が市長部局に移管された場合は指揮命令系統が異なることとなり、連携の希薄化と合わせ、教育的機能が低下することが懸念される。また、政治的中立性の確保についても担保措置が必要となる。
- 3 国の「第4期教育振興基本計画」では、今後の教育政策に関する基本的な方針に「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進など社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められる」ことが挙げられており、本市においても同様の教育施策の展開が必要となる。
- 4 社会教育機関は様々な関係者・協力者により事業が成り立っているが、市長部局に移管することにより、協力関係に影響が出て、事業に支障が生じることも懸念される。
- 5 以上のことを踏まえると、社会教育機関等に関する事務を市長が管理し、執行することのメリット、デメリットを洗い出し、丁寧に分析するとともに、関係者・協力者の意見も参考にして慎重に判断すべきと考える。